

地域未来投資促進法に基づく「課税の特例」等に係る手続き

活用を希望する支援措置に応じて、以下のとおり、必要な手続きを行ってください。
(複数活用予定の場合は、それぞれ手続きを行ってください。)

法人税・所得税の特例

不動産取得税の課税免除

固定資産税の 課税免除・不均一課税

地域経済牽引事業計画承認申請書の提出 (提出先: 県産業支援課)
※工事着工の30日前まで

承認後

併せて +
適用工場等指定申請書の
提出
(提出先: 県企業立地課)
※工事着工の30日前まで

承認後

併せて +
※各市町村で取り扱いが
異なりますので、直接
お問い合わせください。

手続後

工事着工

※施設については、確認前に着工することは妨げませんが、確認が受けられなかった場合、課税の特例が受けられませんのでご注意ください。

課税の特例の確認申請書の提出 (提出先: 九州経済産業局)
※施設・設備の取得までに確認が取れるよう、国の確認スケジュールに沿って、申請書を提出してください。

事前相談は
取得予定時期の
概ね3~6カ月前まで

国の確認完了後

施設・設備の取得

地域未来投資促進法に基づく「課税の特例」等の要件チェックリスト

活用を希望する支援措置に応じて、以下の要件に該当するかご確認ください。

※ 税の種類によって、対象となる資産や要件が異なります。

法人税・所得税の特例

【対象資産の種類】

機械装置、器具備品、
建物・付属設備・構築物

※ 新設・増設が対象（中古資産は対象外）。また、リース資産については、リースの種類によって対象外の場合あり。

※ 詳細は、お近くの税務署へご相談ください。

【取得時期】

~R7.3.31

【要件】

地域経済牽引事業計画について県の承認を受けている

対象資産について、取得前に国の確認を受けている（★）

不動産取得税の課税免除

【対象資産の種類】

建物、土地（対象建物の敷地）

※ 中古資産（居抜き物件）も対象。
※ 事業の用に供する部分のみが対象。
駐車場用地などは対象外。

【取得時期】

~R7.3.31

【要件】

地域経済牽引事業計画について県の承認を受けている

資産の取得価格が合計1億円（農林漁業等:5千万円）を超える

建物の着工30日前までに県へ適用工場等指定申請を行っている

建物について、取得前に国の確認を受けている（★）

土地について、建物の着工前1年以内に取得している

固定資産税の課税免除・不均一課税

【対象資産の種類 [原則]】

建物、構築物、
土地（対象資産の敷地）

※ 市町村によって、対象資産・要件が異なる場合があります。

【取得時期】

[原則] ~R7.3.31

【要件】

地域経済牽引事業計画について県の承認を受けている

[原則] 建物等について、取得前に国の確認を受けている（★）

その他、各市町村が定める要件に該当する

※ 資産取得前の申請が必要な場合がありますので、市町村へご確認ください。

★ 国の確認を受けるための要件については、次ページを参照してください。

地域未来投資促進税制について（2023年度～）

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ① 地域の特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】

・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

【サプライチェーン類型】

・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
 ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ **設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）**
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ 連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については連結財務諸表における減価償却費を用いる。

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
 2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
 3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象となりません。
 4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象となりません。
- ※ 詳細は国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>)を御確認ください。

〈上乗せ支援の要件〉

現行の上乗せ要件⑥（ア）に新たな上乗せ要件⑥（イ）を追加し、支援対象を拡充要件⑥（ア）または（イ）と要件⑦を満たすこと

- ⑥（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
 （イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上
- ⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外。